

Ⅱ 規制内容について

1 許可地域と禁止地域

那須塩原市屋外広告物条例では、屋外広告物の掲出について、許可地域と禁止地域を定めています。

(1) 許可地域

許可地域では、市の許可を受けることで、広告物の表示又は掲出物件の設置（以下「広告物の表示等」という。）が可能となります。許可を受けるには、所定の許可申請書に必要書類を添えて市長に申請することが必要です。また、許可地域でも表示できる広告物の基準があり、基準に適合しない広告物の表示等はできません。

※申請手続については、9ページ以降を参照してください。

◆許可地域の区分

○主な許可地域は、次の4つの地域に分かれています（那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第2で定めています）。

「自然保全型地域」、「田園調和型地域」、「田園調和型沿線地域」、「市街地形成型地域」

○沿道の良好な景観の形成のため、4つの地域以外に、5つの沿道景観形成地区を設けています（那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第3で定めています）。

	沿道景観形成地区	基準
1	市街地沿道景観形成地区	「市街地形成型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
2	県道西那須野那須線沿線1地区	「田園調和型沿線地域」の基準に色彩規制を上乗せ
3	県道西那須野那須線沿線2地区	「田園調和型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
4	県道黒磯田島線沿線地区	「自然保全型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
5	ふるさと街道沿線地区	ふるさと街道独自の基準

(2) 禁止地域

禁止地域には、原則として広告物の表示等ができません。

ただし、一定の要件を満たす場合、適用除外を受け、広告物の表示等が可能なものがあります。

禁止地域における屋外広告物の掲出に関する基準は、那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第4及び別表第5で定めています。

◆市内の禁止地域

- 史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物等
- 自然環境保全地域（大佐飛山自然環境保全地域、箒根自然環境保全地域、七千山自然環境保全地域）
- 道路、鉄道、軌道、索道の用地のうち市長が指定する区間

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 高速自動車国道東北縦貫自動車道（路線バスが運行する道路との交差点を除く）(2) 国道400号（東北縦貫自動車道との交差点から日光市境までの区間）(3) 県道藤原・塩原線(4) 県道矢板・那須線（国道400号との交差点から那須町境までの区間）(5) 県道中塩原・板室・那須線（県道黒磯・田島線との交差点から那須町境までの区間）(6) 県道黒磯・田島線（県道中塩原・板室・那須線との交差点から県道矢板・那須線との交差点までの区間）(7) 市道東那須野大通り線(8) 県道大田原・高林線（市道東那須野大通り線との交差点から県道矢板・那須線との交差点までの区間）(9) 県道黒磯板室インター線（料金所から県道大田原・高林線との交差点までの区間） |
|--|

- 上囲みの(1)の沿道500mの区域及び(2)～(9)の沿道50mの区域

※用途地域、家屋が30戸連続する区域を除く。

※高速自動車道東北縦貫自動車道については、路線バスが運行する道路の用地を除く。

- 都市公園
- 日光国立公園
（※上塩原、塩原、中塩原及び湯本塩原の全部並びに板室、宇都野、金沢、関谷、囊沼、百村及び湯宮の各一部）
- 公共用広場（黒磯駅西口駅前広場、西那須野駅西口広場、那須塩原駅西口駅前広場）
- 駐車場（塩原駐車場、新湯駐車場）
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

2 禁止物件と禁止広告物

(1) 禁止物件

許可地域における、地域の区分による基準に適合する屋外広告物であっても、広告物を表示することによりその機能が損なわれる物件には設置が認められません。

- ・ 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ・ 石垣、よう壁（擁壁）の類
- ・ 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- ・ 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止め等の類並びに里程標の類
- ・ 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- ・ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ・ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ・ 彫像、神仏像及び記念碑の類
- ・ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- ・ 道路の路面

(2) 禁止広告物

形状、規模、色彩等が景観風致を害するおそれのある広告物等のほか、次に掲げる広告物等を禁止広告物として定め、掲出することを禁じています。

- ・ 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等がはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

3 適用除外

表札等の表示面積が極めて小さいものや他の法令の規定によって表示、設置される標識等については、許可地域や禁止地域等の基準の適用が除外されるものがあります。

広告物の種類	許可地域			禁止地域			禁止物件		
	掲出可否	許可要否	届出要否	掲出可否	許可要否	届出要否	掲出可否	許可要否	届出要否
法令の規定により表示	○	×	×	○	×	×	○	×	×
国、地方公共団体が公共的目的で表示 ※原則、規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	×	○	×	×	○	×	×
選挙運動のために使用するポスター等	○	×	×	○	×	×	○	×	×
各種団体が非営利目的で会合等の周知 (30日以内に限る)	○	×	○	○	×	○	○	×	○
公共的団体が公共的目的で表示 ※規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	○	○	×	○	○	×	○
公共的団体や民間がイベントのために表示 (※民間の場合には国等の支援が必要)	○	×	○	○	×	○	○	×	○
地方の年中行事のために表示	○	×	×	○	×	×	○	×	×
敷地内広告物のうち店舗・事務所等の敷地内の表示面積の合計が10㎡以内 ※規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	×	○	×	×	×	×	×
自己の管理地に管理目的で表示 ※表示面積0.6㎡以内、高さ1.5m以下、ネオン等の特殊装置不可	○	×	×	○	×	×	×	×	×
工事現場の仮囲い等	○	×	×	○	×	×	×	×	×
冠婚葬祭等のために一時的に掲出	○	×	×	○	×	×	×	×	×
講演会、展覧会、音楽会等の催物のため、会場の敷地内に表示	○	×	×	○	×	×	×	×	×
公益上必要な施設又は物件に、寄贈者名を表示するもの ※表示面積0.5㎡以内で表示面が2面以内	○	×	×	○	×	×	○	×	×
人又は動物に表示されるもの ※表示面積0.5㎡以内	○	×	×	○	×	×	/	/	/
車両又は船舶に表示されるもの ※車両：左右側面部各1㎡以内 後部0.5㎡以内 ※船舶：縦0.5m×横1m以下で、3件以内	○	×	×	○	×	×	/	/	/

広告物の種類	許可地域			禁止地域			禁止物件		
	掲出可否	許可要否	届出要否	掲出可否	許可要否	届出要否	掲出可否	許可要否	届出要否
自動車登録地の基準に従い表示	○	×	×	○	×	×	/	/	/
送電線、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク等に所有者又は管理者が自己の営業内容を表示する広告物で表示面積10㎡以内かつ表示面が2面以内のもの	/	/	/	/	/	/	○	×	×
禁止物件に管理上の必要により表示	/	/	/	/	/	/	○	×	×
敷地内広告物のうち表示面積の合計が10㎡超～30㎡以内 ※規則別表の基準を満たす必要あり ※国立公園内は10㎡以内 ※ふるさと街道及び沿道50mは15㎡以内	/	/	/	○	○	×	/	/	/
自己の営業所等の案内誘導看板 高さ：3m以下 面積：0.5㎡以内 表示面：平面かつ表裏各1面以内 設置場所：営業所から15km以内 交差点から5m以上500m以内 材料：青銅、木又は擬木 色彩：板面、裏面及び支柱はこげ茶色 文字は白色又は黒色 ワンポイントマーク1/5以内可 件数：おおむね3件以内 共架：縦に5件以内 特殊装置：間接照明、白色系、点滅不可	/	/	/	○	○	×	/	/	/
道標、案内図板等で公共的目的をもって表示 ※規則別表の基準を満たす必要あり	/	/	/	○	○	×	/	/	/